

相続税って・・・？何？



相続税は、誰が、いつまでに、何をすればいいのでしょうか？
あまり馴染みのない相続税の基礎を簡単にまとめてみました。

■対象者(相続税の申告義務のある人)

被相続人(亡くなった人)の正味財産額が、基礎控除を超える場合には、相続人(財産を取得した人)は相続税の申告が必要になります。基礎控除とは、5千万円 + 1千万円 × 法定相続人の数で計算します。例えば、お父様が亡くなり、法定相続相続人がお母様と子2人の合計3人の場合には、正味財産が基礎控除の8千万円(5千万円 + 1千万円 × 3人)を超えると、相続税の申告が必要になります。また、小規模宅地の評価減や配偶者に対する相続税額の軽減(税額控除)などで税金が発生しない場合もあります。このような評価減や税額控除は、相続税の申告をすることにより適用が受けられます。従いまして、このような場合も相続税の申告が必要になります。



■申告と納税の期限(申告期限)

申告期限は、相続の開始のあったことを知った日の翌日から10ヶ月以内です。例えば、平成20年10月10日に相続が発生した場合には、平成21年8月10日となります。ただし、あくまでも期限ですから、その前に申告・納税をしても結構です。

注意) 申告期限までに、遺産分割が出来なかった場合にも法定相続分で分割したものととして申告と納税が必要です。この場合各種特例が利用できないため税額は増えてしまいます。

■提出先と納税場所

提出先は、被相続人(亡くなった人)の住所地を所轄する税務署。例えば、被相続人が新城市にお住まいであったならば、新城税務署に提出します。相続人の住所ではありません。納税場所は、税務署の他、金融機関で行えます。



■どのようにするのか



相続税の計算をして申告書を作成し提出します。通常は、相続人が複数いる場合には、共同で申告を行います。そして、各人毎に納税します。相続税の計算の仕組みは簡潔に表すと下図のようになります。

1 遺産総額

まず、財産の評価をします。評価とは土地の値段や家屋の値段を決めることです

2 正味の遺産額

遺産総額から非課税財産や借入金などの債務、埋葬費用を引いたり、3年以内に贈与された財産の金額をたしたりします。

3 課税遺産総額

正味の遺産額から基礎控除を引きます。基礎控除は「5000万円 + 1000万円 × 法定相続人の数」です。夫が死亡して妻と長男、長女が相続人だったら5000万円 + 1000万円 × 3 = 8000万円 となります。

4 相続税の総額の計算

課税遺産総額から基礎控除を引いたら、その総額を法定相続分通りに分けたものとして相続税の総額を計算します。

5 実際に収める税金の計算

上記4で計算した相続税の総額を実際に各相続人が相続した割合に応じて按分します。各相続人は、相続税から配偶者控除や未成年者控除の適用を受けて、実際に支払う金額が決まります。



実際の申告内容や税額は申告をなされる方によってさまざまですので、まずはお気軽に当事務所までご相談ください
田中靖直税理士事務所 電話0532 - 34 - 7533